

失業部 拾 錢 金屬部 拾五錢 交通部 拾五錢  
 一般使用人部 拾五錢 各種本部役員 五拾錢  
 第二十七條 本同盟の豫算及決算は大會の承認を得る事を要す  
 第二十八條 會計は毎月四日迄に三ヶ月の決算を各支部に報告するを要す

第七章 入會及脱退

第二十九條 本則第二條に該當するものは本組合に入會することを得但し第二條に該當せざるものと雖も中央委員に於て特に認められたる場合は此の限にあらず  
 第三十條 本同盟に入會せんとするものは本部若くは支部に申出ずべし  
 第三十一條 本同盟を脱退せんとするものは其の理由書を附し脱退届を提出する事を要す

第三十二條 本同盟員にして左の一つに該當するものは中央委員會の決議に依り除名する事を得  
 一、同盟の精神に背せる所爲ありたるもの  
 一、同盟の面目を毀損するの行爲ありたるもの  
 一、同盟統制を棄したるもの  
 第三十三條 本同盟の産業別部門は必要に應じ大會開催するを得但し中央委員會の認めたる場合  
 第三十四條 本同盟の規約は大會に於て三分二以上の賛成あるに非ざれば改正する事を得ず  
 第三十五條 本同盟規約は一九三四年 月 日より之を施行す